

鳥取県建設業魅力発信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建設業魅力発信事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、別表第1欄に掲げる事業者（以下「事業者」という。）が別表第2欄に掲げる建設業の魅力発信や人材確保に寄与する取組（以下「魅力発信等の取組」という。）を支援することで、建設業への人材確保を図ることを目的とする。

(本補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、魅力発信等の取組に係る経費で、県土整備部長が適当と認めるものについて予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、本補助金以外で、他の補助金、助成金等を受けたもの（受ける予定があるものも含む。）は交付対象外とする。

- 2 本補助金の額は補助率、魅力発信等の取組に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、前各項に規定する補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注及び県内産資材の購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 事業者は、原則として、魅力発信等の取組を行う30日前までに規則第5条に係る交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割以上の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は様式第1号及び様式第2号により、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月24日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

| 1 事業者 | 2 対象事業 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 限度額 |
|---|---|---|----------|-----------|
| 鳥取県内に本店を有し、建設業における人材確保のための魅力発信に対する取組に意欲のある企業又は建設業関係団体 | 建設業の魅力を発信し、人材確保に寄与する事業（イベント及び広報等であり、特定の企業のみのリクルート活動及び魅力発信が主たる目的ではなく従たる目的となっている事業においては、学生等の建設業非従事者向けの事業以外の事業等を除く。） | 広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場借上げ代、参加者送迎のためのバスの借上げ料、講師謝金、人件費（出前講座等取組のために直接必要となるものに限る。）、資機材費等 なお、魅力発信が主たる目的ではなく従たる目的となっている事業において、学生等の建設業非従事者向けの事業の招待費・広報費等は補助対象とし、事業本体の開催費・運営費等は補助対象外とする。 | 1／2 | 金750,000円 |